

## フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号に規定する知事が認めるものの認定等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。）第49条第1号の規定に基づき、第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として知事が認めるもの（以下「例外引渡者」という。）の認定等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）及び省令において使用する用語の例による。

### (認定の申請)

第3条 岐阜県内において例外引渡者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その業務を行おうとする事業所ごとに、次の事項を記載した申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 取り扱おうとするフロン類の種類
- (4) フロン類の移充填の用に供する設備、フロン類貯蔵容器、冷媒分析機器（以下「フロン類取扱設備」という。）の種類、数及び能力
- (5) フロン類の充填、回収、保管等（以下「フロン類の充填回収等」という。）について十分な知見を有する者の氏名及び住所
- (6) 事業所に常駐してフロン類の業務に係る管理責任者の氏名及び住所
- (7) 引き取ったフロン類の管理方法
- (8) 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引き渡し手順

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
- (2) 前項第5号に掲げる者がフロン類の充填回収等について十分な知見を有することを証する書類
- (3) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の許可を受けていること又は同条第2項の届出を行っていることを証する書類
- (4) フロン類取扱設備の種類、能力を明らかにする書類
- (5) 申請者がフロン類取扱設備を使用する権原を証する書類

- (6) 事業所の平面図（フロン類取扱設備、貯蔵施設等の配置が示されているもの）
- (7) フロン類の引取り及び引渡しを確実にできることが分かる書類
- (8) 省令第49条第1号に掲げる要件に適合する旨を記載した書類

（認定の基準）

第4条 知事は、前条第1項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定を行うものとし、その旨を別記第2号様式により申請者に通知するものとする。

- (1) 第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取る事業所が県内にあること。
  - (2) 当該事業所に、フロン類の充填回収等について十分な知見を有する者が常駐すること。
  - (3) 当該事業所に、フロン類の業務に係る管理責任者が常駐すること。
  - (4) 当該事業所に、フロン類の充填回収等に必要な施設及び設備を有していること。
  - (5) フロン類保管容器の保管場所は、保管するのに十分な広さを有する専用のものであること。
  - (6) 省令第49条第1号に掲げる要件を満たすための体制が整備されていること。
  - (7) 高圧ガス保安法第5条第1項の許可を受けていること又は同条第2項の届出を行っていること。
  - (8) 申請者がフロン類取扱設備を使用する権原を有していること。
  - (9) 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者へ適切に引き渡すことができる手順が定められており、適切に引渡しが行われると認められること。
- 2 知事は、前項各号の基準に適合しないために認定しなかったときは、その旨を別記第3号様式により理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第5条 例外引渡者は、申請事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を別記第4号様式により、知事に届出しなければならない。

（廃止の届出）

第6条 例外引渡者は、フロン類の引取りを廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を別記第5号様式により、知事に届出しなければならない。

（引渡し義務等）

第7条 例外引渡者は、第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取ったときは、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、省令第50条に規定する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(引取量の記録等)

第8条 例外引渡者は、フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、省令第49条第1号ロに掲げる事項について記録を作成し、当該記録を作成の日から5年間、当該事業所に保存しなければならない。

- 2 例外引渡者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係る前項の記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がない限り、その申出に応じなければならない。

- 3 例外引渡者は、毎年度終了後45日以内に、省令第49条第1号ニに掲げる事項について知事に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 知事は、例外引渡者が第4条第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき又は前条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第10条 知事は、必要に応じて、例外引渡者に対し、フロン類の引取り、引渡し及び保管の実施の状況について報告を求め、又は例外引渡者の事業所等の立入検査を実施することとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年11月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年1月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年12月7日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

例外引渡者認定申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

(郵便番号)

住 所

ふりがな

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号の規定による知事の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業所の名称及び所在地

名 称	(ふりがな)
所 在 地	(郵便番号)  (電話番号)

2 取り扱おうとするフロン類の種類

C F C		H C F C		H F C	
-------	--	---------	--	-------	--

3 フロン類取扱設備の種類、数及び能力

4 フロン類の充填回収等について十分知見を有する者の氏名及び住所

5 管理責任者の氏名及び住所

6 引き取ったフロン類の管理方法

7 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡し手順

別記第2号様式（第4条関係）

環管第 号  
年 月 日

様

岐阜県知事

### 例外引渡者の認定について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号に規定する者として次のとおり認定したことを通知します。

#### 記

1 認定番号  
第 号

2 認定年月日  
令和 年 月 日

3 事業所の名称及び所在地

名 称	
所在地	

4 引取可能なフロン類の種類  
CFC・HCFC・HFC

5 フロン類の主な引渡先

第一種フロン類 再生業者	名 称	
	所在地	
フロン類破壊業 者	名 称	
	所在地	

別記第3号様式（第4条関係）

環管第 号  
年 月 日

様

岐阜県知事

例外引渡者の不認定について

年 月 日付けの第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外に係る認定申請については、下記の理由により認定しません。

記

1 事業所の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 取り扱おうとするフロン類の種類

3 認定しない理由

別記第4号様式（第5条関係）

例外引渡者変更届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

(郵便番号)

住 所

ふり がな

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

例外引渡者の認定申請に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

	変 更 後	変 更 前
変更の内容		
変更理由		
変更年月日	年 月 日	

別記第5号様式（第6条関係）

例外引渡者の廃止届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

(郵便番号)

住 所

ふり がな

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号に規定するフロン類の引渡しを廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 認定番号  
第 号

2 認定年月日  
令和 年 月 日

3 事業所の名称及び所在地

名 称	
所在地	

4 引取可能なフロン類の種類  
CFC・HCFC・HFC

5 フロン類の主な引渡先

第一種フロン類 再生業者	名 称	
	所在地	
フロン類破壊業 者	名 称	
	所在地	